

「令和7年度プラスチックごみ削減取組促進業務」

企画提案募集要領

1 業務の目的

本県では、消費者団体、事業者団体、行政で構成する「ごみゼロ社会推進あい知県民会議」で、令和2年1月25日に「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を行い、プラスチックごみゼロに向けて、消費者、事業者、行政が一体となって行動していくこととしている。

さらに、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっていることから、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月1日に施行された。本法では、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組が規定されており、県民、事業者に対し、プラスチック使用製品の過剰な使用の抑制等の行動変容を促進させ、ごみの削減につなげる必要がある。

そこで、県民に対し、ごみの減量化やリサイクルへの取組の促進に対する意識の高揚を図るため、「プラごみ無くし隊（仮称）」を結成して、清掃活動やスーパーマーケットでの量り売りなどプラスチックの利用削減の取組を体験させ、その状況をSNS等で周知することにより、プラスチックごみ（プラごみ）削減の啓発を実施していく。

2 業務の名称

令和7年度プラスチックごみ削減取組促進業務

3 業務の内容

別添仕様書（案）のとおり

4 契約条件

（1）委託金額限度額

4,254,000円（消費税及び地方消費税込み）

（2）契約保証金

愛知県財務規則第129条の3第3号の規定により、全額を免除する。

（3）契約期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）までとする。

（4）委託費の支払条件

業務終了後の精算払いとする。

（5）その他

企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件のもとで、その額を

超えることは認めない。また、提案内容等を勘案して仕様書を決定するため、委託金額が見積額と同じになるとは限らない。

本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約を希望する場合は、決定通知後速やかに申し出ること。

5 応募資格

応募の資格者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- 令和 6・7 年度愛知県入札参加資格者名簿において、業務（大分類）「03. 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「03. 映画等製作・広告・催事」の登録があること。
- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、本県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- 業務の性質上、本県と密に連絡を取りながら業務を進める必要があることから、県内に本社・支社又は営業所等の活動拠点を有する者であること。
- 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

6 説明会

応募希望者を対象に、以下のとおり説明会を開催する。出席は応募の必須条件ではないが、応募希望者は可能な限り出席すること。

ア 開催日時

令和 7 年 5 月 8 日（木）午前 10 時から

イ 場所

愛知県庁西庁舎 8 階 環境局共用会議室
（名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号）

ウ 参加申込方法

参加申込は令和 7 年 5 月 7 日（水）正午までに電子メールにより行うこと。

電子メール：junkan@pref.aichi.lg.jp

※ タイトルは「令和 7 年度プラスチックごみ削減取組促進業務説明会参加申込」とし、本文中に次の 1～3 を記載すること。

1. 貴社（団体）名
2. 参加者所属・氏名

3. 連絡先（電話番号及びメールアドレス）

7 参加表明書の事前提出

- プロポーザルに参加を希望する場合は、できるだけ速やかに参加表明書（様式1）を電子メールにて事前提出すること（印不要。着信を確認すること。）（参加表明書の事前提出を行っても、参加を取りやめることは可能である。）。
- 参加表明書の事前提出は応募の必須要件ではないが、参加表明書が正式に提出されるまでの間は、県からの連絡事項等がある場合、参加表明書を事前提出した者に対してのみ行う。
- 参加表明書の事前提出について、提出が遅くなった者や提出しなかった者は、そのことに起因する不利益があったとしても、その者がその責を負うものとする。

8 応募手続等

（1）企画提案書の提出

応募者は、下記に示す書類を作成し、提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

ア 提出書類

（ア）参加表明書（様式1） 1部

（イ）企画提案書 9部（正本1部、副本8部）

「9 企画提案内容（提案項目等）」で示す事項を記載したもの（任意様式）

（ウ）添付資料 1部

- 定款又は寄附行為
- 組織概要、事業概要がわかるもの（会社パンフレットなど）
- 決算報告書（直近2カ年）
- 過去に実施した類似事業の実績（※事業名、事業内容、実施時期、規模等が分かる資料）
- 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書及び添付書類（様式2）

イ 提出方法

持参又は郵送とする。

ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着とする。

ウ 提出期限

令和7年5月21日（水）午後5時（必着）

エ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県環境局資源循環推進課 一般廃棄物グループ

電話 052-954-6234（ダイヤルイン）

(2) 企画提案書類作成上の注意

- 企画提案書に応募者（法人）名を記載しないこと。
- 用紙サイズは、A4版縦（横書き、要ページ番号）とする。ただし、イメージ図等を記載する場合、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。また、提案内容の概要版（A3片面1枚）も添付すること。
- 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等で1ヶ所とめる。
- 企画提案は1事業者につき1案とする。
- 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

(3) 業務内容等に関する質問等

本業務に関し質問等がある場合は、令和7年5月16日（金）正午までに電子メールにより送信すること。質問等への回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、令和7年5月19日（月）までに、愛知県のWebページに掲載するとともに、質問者に対して電子メールにより回答する。

仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問および回答については企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

ア 質問の送付先

電子メール：junkan@pref.aichi.lg.jp

タイトルは「令和7年度プラスチックごみ削減取組促進業務に関する質問」とすること。

イ 回答掲載Webページ

別途連絡する。

9 企画提案内容（提案項目等）

企画提案書には、次の内容について記述すること。

(1) 業務に関する企画等

ア 業務実施体制

- ・業務を受託した場合の業務を実施する体制（組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制等）、業務に従事するスタッフの過去の業務経歴及び各スタッフの役割分担
- ・これまでに取り組んだ類似業務に関する実績

イ 業務実施計画及びスケジュール

- ・委託業務の目的を達成するための業務全体に係る総合的な実施計画、運営計画等
- ・業務を適切に行うためのスケジュール
- ・スケジュールに基づく準備の進め方等

ウ 業務に関する企画提案

- ・海岸版愛知県海岸漂着物環境学習プログラムを活用した海岸漂着物セミナー（環境学習のねらい、実施にあたってのポイント、募集及び実施内容・進め方 等）
- ・その他、本業務の遂行に当たり、必要又は効果的であると考えられる追加の提案

（２）概算費用

本業務の実施に係る概算費用（見積額）を内訳がわかるように項目ごとに記述すること。

10 提案の審査・選定等

（１）選定事業者数

１者

（２）事前審査（書面）

企画提案書の提出が４案以上あった場合は、書面により事前審査を行い、提案数を３案に絞り込む。事前審査の結果については、令和７年５月 26 日（月）までに各提案者に個別に連絡する。

（３）審査方法

- 提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて、県が設置する選考委員会において、本県が定める審査要領に基づき総合的に審査を行い、最優秀企画提案を選定する。
- 選考委員会は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

（４）プレゼンテーション

- 開催日等

６月上旬に県庁内会議室において開催予定。日時等が決定次第、参加資格を有することを県が確認した提案者に、個別に連絡する。

- 実施方法（予定）

企画提案書の内容説明（10 分間）、質疑応答（５分間）

※プレゼンテーションは、提出された提案書で行う。パソコン及びプロジェクター等の使用、追加の資料提出は不可。

（５）審査基準

以下の項目について評価し、総合的に選定を行う。

評価項目		評価ポイント	
1	業務実施体制		
	業務実施体制 （組織・人員等）	①業務の実施体制、スタッフの役割分担が適切となっているか。	

	これまでの業務実績	②過去の類似業務の実績で優れたものがあるか。
2	業務実施計画及びスケジュール	
	実施計画の内容	③本業務の趣旨を理解した総合的な実施計画か。
	スケジュールの内容	④スケジュールの期間配分等の進行管理が適切か。
3	業務に関する企画提案	
	「プラごみ無くし隊（仮称）」の結成	⑤本業務の趣旨を理解した適切なコンセプトとなっているか。
	「プラごみ無くし隊（仮称）」の運営	⑥具体的かつ適切で、実現可能な内容で運営となっているか。
		⑦参加者を効果的・効率的に惹きつける募集内容となっているか。また、費用対効果の高い PR 方法となっているか。
	その他の提案	⑧その他、本業務に関する効果的な提案はあるか。
4	社会的取組	
	環境に配慮した事業活動	⑨ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。
		⑩自動車エコ事業所の認定を受けているか。
		⑪あいちカーボンニュートラルチャレンジの認定を受けているか。
		⑫あいち生物多様性企業認証の認証を受けているか。
	障害者等への就業支援	⑬障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。 （障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。）
		⑭名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して 3 か月以上雇用しているか。（「協力雇用主の登録」は受けているが、保護観察対象者等を雇用していない場合には、本項目に設定する配点の 2 分の 1 に相当する点数を付与する。）
		⑮障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）があるか。
	男女共同参画社会の形成	⑯あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。 （あいち女性輝きカンパニーの認証を受けるための要件の一つである「女性の活躍促進宣言」は提出しているが、当該認証を受けていない場合には、本項目に設定する配点の 2 分の 1 に相当する点数を付与する。）
		⑰えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。
	仕事と生活の調和	⑱愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。
		⑲あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。

		②⑩くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けているか。
		②⑪愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。

(6) 決定

選考委員会の審査結果を踏まえて、県が採択提案を決定する。

(7) 通知

審査結果については、各提案者に対して文書で通知する。

(8) 契約

審査の結果、採択提案に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

(9) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 応募する資格のない者が提案したとき。

イ 提出期限までに提出先に書類が提出されなかったとき。

ウ 事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

エ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約締結までのスケジュール（予定）

公告（企画提案募集開始）	令和7年4月24日（木）
企画提案提出締め切り	令和7年5月21日（水）
審査会による企画提案審査	令和7年6月上旬
審査結果の通知	審査委員会での決定後速やかに行う
契約締結	令和7年6月下旬

12 その他

- 提案に係る一切の経費は、応募者の負担とすること。
- 提出された書類は返却しないものとする。
- 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- この要領に定めるもののほか、本業務に係る必要な事項は、本県が定める。

13 連絡・問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県環境局資源循環推進課 一般廃棄物グループ（担当：八木）

電 話 052-954-6205（ダイヤルイン）

Eメール junkan@pref.aichi.lg.jp